

建設産業の担い手の確保・育成や災害対応に貢献した  
企業・技術者の表彰制度について

1. 目的

久慈川緊急治水対策河川事務所所管の工事に関し、その施工等が優秀であって他の模範とするに足りるものを建設産業担い手確保・育成貢献工事等として選定し、これを表彰することにより、建設産業の担い手確保及び育成に関する取組をより一層増進すること等を目的とした制度です。

2. 建設産業担い手確保・育成貢献工事等

建設産業担い手確保・育成貢献工事等とは、「建設産業担い手確保・育成貢献工事」、「担い手確保・育成貢献工事優秀技術者」、「災害対応工事（功労）」、「災害対応工事（功労）優良下請企業」をいいます。

3. 選定方法

表彰の対象となる建設産業担い手確保・育成貢献工事等は、久慈川緊急治水対策河川事務所建設産業担い手確保・育成貢献工事等選定委員会において審査を行い選定します。

4. 選定方針

表彰は、対象年度に完成し、下記に該当する工事から選定する。

- (1) 「建設産業担い手確保・育成貢献工事」は、その施工等が優秀であって、建設産業の担い手の確保及び育成に関する取組が優れた工事の中から選定します。
- (2) 「担い手確保・育成貢献工事優秀技術者」は、建設産業担い手確保・育成貢献工事の表彰工事を担当した現場代理人または主任（監理）技術者または担当技術者の中から選定します。
- (3) 「災害対応工事（功労）」は、その施工等が優秀であって、災害発生時の応急対策や支援等の災害対応を行った工事（応急緊急復旧工事を除く）の中から選定します。
- (4) 「災害対応工事（功労）優良下請企業」は、災害対応工事（功労）の対象となった工事において特に災害対応に貢献した下請企業の中から選定します。

5. その他

- (1) 表彰は令和3年度から実施し、表彰の対象工事は表彰の前年度に完成した工事とします。（今後、発注する工事が対象となります）
- (2) 表彰受賞者は、当事務所及び常陸河川国道事務所が発注する総合評価落札方式による分任官工事の入札契約手続きにおいて、技術力評価が優位になります。